

## 一時貸付けの要望を受け付ける物件

以下の物件は、処分等を行うまでの間、一時貸付けを行うものです。物件により一時貸付けできる期間が異なりますので、詳細は受付担当課までお問い合わせ下さい。

一時貸付けは有償となり、貸付期限又は国が返還を要求した場合は、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。

ご要望を頂いた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があるほか、原則として一般競争入札で貸付者、貸付料を決定いたします。

下表において備考欄に「売却要望も受付中」と記載されている物件については、一時貸付要望に加え、売却要望も受け付けることとしますので、同様に受付担当課までお問い合わせください。

ホームページの更新の都合上、既に一時貸付けを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

### ■ 富山県所在物件

平成30年4月26日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	一時貸付が可能な期間	要望受付期間	事務所等	担当	電話番号	備考
1	富山市新庄北町284番3	宅地	176.70	H30.7.5まで	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
2	魚津市大字大海寺新村字西尾山2798番45	宅地	281.42	H30.7.5まで	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
3	魚津市三ヶ字前田1229番1外1筆	宅地	378.21	H30.7.5まで	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
4	魚津市新宿40番2	宅地	224.04	H30.7.5まで	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

※ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

本ページに関するお問い合わせ先

富山財務事務所管財課(国有財産売却担当)

TEL(076)432-5488